

盛岡市宿泊税導入に係る周知・理解促進業務委託公募型プロポーザルへの質問及び回答

令和8年2月25日

No	質問の項目	質問事項	盛岡市回答
1	仕様書 P3(4)周知・理解促進事業の実施	<p>SNS広告の実施などについて                      広告を実施する際に連携可能なアカウントは以下の通りで間違いないでしょうか。</p> <p>FB : <a href="https://www.facebook.com/moriokashi">https://www.facebook.com/moriokashi</a></p> <p>IG : <a href="https://www.instagram.com/morioka_city_official/">https://www.instagram.com/morioka_city_official/</a></p> <p>YT : <a href="https://www.youtube.com/@webmorioka">https://www.youtube.com/@webmorioka</a></p>	<p>市の公式アカウントは記載のとおりです。</p> <p>ただし、本市のログイン情報（アカウントのログインパスワード等）を共有するようなものは認められないこと、各媒体によって投稿内容に規定もあることから、SNS広告の実施の場合は、市公式アカウントの連携を前提としない範囲でご提案ください。</p>
2	実施要項 P3(2)留意事項	<p>企画提案書のページ数制限について、両面印刷、10枚ということから表紙・目次含む20ページ以内という解釈で間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>